

法人税 R4 障害対応版(Ver.22.41)の公開

別表十四(二)「寄附金の損金算入に関する明細書」の計算不正に対応した法人税 R4 Ver.22.41 を発行いたします。

1. 発行プログラム

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
法人税 R4 令和 4 年度版	22.41	22.40

※ネットワーク版の場合、全てのクライアントを Ver. 22.41 に揃えて頂く必要があります。

※法人税 R4 令和 4 年度版の電子申告プログラムは、Ver. 22.4. e5 のまま変更ありません。

2. プログラムの提供方法

E i ボードのダウンロードマネージャーおよび会計マイページで公開いたします。

■ E i ボードダウンロードマネージャー／マイページのダウンロード公開日

2023 年 4 月 14 日 (金)

3. 発生障害の対応内容**3-1. 別表十四(二)(10)の計算不正に対応****発生現象：**

令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度の場合、別表十四(二)の「期末資本金等の額又は資本金の額及びの資本準備金の額の合計額もしくは出資金の額(10)」が正しく計算されない。

発生条件：

以下のいずれにも該当する場合に発生します。

- ① 令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度
- ② 別表五(一)の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」の(34)以降の「差引翌期首現在資本金等の額④」に金額がある

発生原因：

令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度の場合、別表十四(二)(10)の計算は、別表五(一)の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」の「資本金又は出資金(32)④」及び「資本準備金(33)④」を転記対象とすべきところ、(34)以降の④を含めた「差引合計額(36)④」を転記対象としていた。

対応内容：

令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度の場合、別表十四(二)(10)の計算を以下に変更しました。

変更前：法人基本情報の「資本(出資)金額」 + 法人基本情報の「資本準備金等の額」

※ 上記の計算値は「別表五(一)(36)④」と同額です。

別表五(一)の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」の各欄は、法人基本情報の[資本金等設定]で設定した内容をそのまま転記しているため、別表十四(二)(10)への転記も法人基本情報から転記しています。

変更後：別表五(一)(32)④ + (33)④

※ 転記元を別表五(一)に変更し、正しい計算範囲に見直します。

【別表十四(二)】

追加(A)	挿入(I)	削除(D)	切取(O)	取消(Z)	注-(C)	貼付(V)
公益法人等以外の場合						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			0			
8			0			
9	1.25	/100				
10						
11	12	/12				

【別表五(一)】

区 分	期首現在 資本金等の額 ①	当期の増減		期末現在 資本金等の額 ②
		減 ③	増 ④	
資本金又は出資金	32			
資本準備金	33			
	34			
	35			
累計合計額	36	0	0	0

以上、よろしくお願いいたします。